

中華人民共和國税関総署

中華人民共和國税関輸出入貨物通関申告書記入規範の改正に関する公告

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年3月24日、中華人民共和國税関総署は、輸出入貨物の荷受人・荷送人の申告行為を規範化し、輸出入貨物通関申告書記入要求を統一化するために「輸出入貨物通関申告書記入規範の改正に関する公告」(以下「本公告」)を公布しました。本公告は2016年3月30日から施行されています。

1. 政策の背景

時代の変化に応じて、輸出入貨物取引の形態や国家規制の要求も変化しており、輸出入貨物通関申告書も申告項目の改正が必要とされてきました。本公告により従来の「中華人民共和國税関輸出入貨物通関申告書記入規範」(税関総署2008年第52号通告)が改正されます。本公告は2008年以降、関連文書で次々に発表された通関申告書記入規範に関する内容をまとめ、企業の税関への申告義務を厳格に規範化するものです。

2. 主要内容

本公告によれば、今回改正された項目は、申告書記入における実務運用面に集中しています。従来の記入要領と比較した際の主要変更点は下記図表1をご参照下さい。

【図表1: 主要な変更点】

主な変更点	具体的な内容
確認欄 3項目増加	通関員が「その他説明事項」欄を正確に記入するため、「特殊関係の確認」、「価格への影響の確認」、「ロイヤリティ支払の確認」の3つの記入項目を追加
情報要求 3項目増加	「貿易国(地区)」、「輸出原産国(地区)」、「輸入最終目的国(地区)」の記入要求を追加
「商品項目数上限」の増加	商品の数量制限が原因で物流証明が分割される問題を解決するため、一セットの申告書で申告できる商品項目数の上限を従来の20から50に改定
申告指標の削除	法的依拠やモニタリングの意義が既に消滅した申告項目を削除 「為替決済番号/批准文号」、「輸出人民元転方式」、「用途・メーカー」、「税金徴収状況」、「税関審査単位注記及び通関完了日」、「申告書プリントアウト日」、「通関員の連絡先」等
項目名称の調整	従来の「経営単位」、「区内経営単位」が「荷受人・荷送人」に、「荷受単位」、「区内荷受単位」が「消費使用単位」に、「荷送単位」、「区内荷送単位」が「生産販売単位」に、「貿易方式(監督管理公式)」が「監督管理公式」にそれぞれ改定

3. 本公告と輸出入貨物課税価格査定弁法の関係性

2014年税関が公布した「中華人民共和国税関 輸出入貨物課税価格査定弁法」(税関総署 213 号令、以下、価格査定弁法)に基づいて、税関は輸出入貨物の課税価額を査定する際に、以下3つの要素を考慮し、状況を見ながら、貨物の課税価額を再判定する可能性があります。

- (1) 売り手と買い手に特殊関係が存在するか否か
- (2) 売り手と買い手に存在する特殊関係が課税価格に影響を与えたか否か
- (3) 課税価格にロイヤリティ支出が含まれているか否か

本公告において、税関総署は上述の3点を確認項目と定めており、企業が申告書を記入する際に、関連情報を自主的に申告することを要求しています。これは、実質事前に調査を求められていることに等しく、当該項目の変化は、税関が貨物の課税価格を査定する際に、これらの情報をもとに監督管理を強化することを意味しています。「取引主体に特殊関係がある」、「(特殊関係が)価格に影響を与えている」、「ロイヤリティが含まれている」取引については、税関が特に重視している取引ということが言えます。

価格査定弁法において、上述の3要素を判断する基準は以下図表2をご参照下さい。

【図表2:「価格査定弁法」における3要素の判断基準】

要素	内容
特殊関係	<p>《価格査定弁法》第16条</p> <p>➤ 以下の条件に該当する場合、特殊関係があるものと見なす</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 売買双方が同じ家族のメンバーである場合 (2) 売買双方が、お互いに商業上の高級職員、もしくは董事である場合 (3) 一方が直接、もしくは間接的に他の一方にコントロールされる場合 (4) 売買双方が、直接、もしくは間接的に第三者にコントロールされる場合 (5) 売買双方が共同で、直接、もしくは間接的に第三者をコントロールする場合 (6) 一方が直接、もしくは間接的に他の一方の5%以上の支配権、公开发行株式、公开发行議決権付株式を保有している場合 (7) 一方が他の一方の従業員、高級職員、董事である場合 (8) 売買双方が、同一合弁企業の構成員である場合 <p>➤ 売買双方が経営上相互に関係があり(独占代理、独占取次販売、独占譲受人である等の関係)、上記の条件に該当する場合、特殊関係があると見なすと規定</p>
価格影響	<p>《価格査定弁法》第17条</p> <p>➤ 売買双方に特殊関係がある場合でも、その成約価格がほぼ同時に発生した以下のいずれかの価格に近いことを納税義務者が証明できる場合、特殊関係が成約価格に影響を与えていないと見なすことが可能</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国内の特殊関係の無い買い手に販売した同じ、もしくは類似した輸入貨物の成約価格 (2) 本弁法・第23条の規定に基づき確定した同一、もしくは類似した貨物の課税価格 (3) 本弁法・第25条の規定に基づき確定した同一、もしくは類似した貨物の課税価格 <p>➤ 税関は上述の価格を用いて比較する際、商業レベルと輸入数量の違い、及び売買双方の特殊関係の有無による価格差を考慮しなければならない</p>
ロイヤリティ	<p>《価格査定弁法》第13条</p> <p>➤ 以下の条件に適合するロイヤリティは、輸入貨物と関係があるとみなさなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロイヤリティが特許権または専有技術使用権使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合; <ol style="list-style-type: none"> (1) 特許または専有技術を含む場合 (2) 特許方法または専有技術を用いて生産する場合

	<p>(3) 特許または専有技術を使用するために専門的に設計または製造する場合</p> <p>2. ロイヤリティが商標権使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合;</p> <p>(1) 商標が付いている場合</p> <p>(2) 輸入後商標を付け加えて直接販売することができる場合</p> <p>(3) 輸入時既に商標権を含み、軽度な加工を経た後に商標を付け加えて販売することができる場合</p> <p>3. ロイヤリティが著作権使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合;</p> <p>(1) ソフト、文字、楽曲、図、画像またはその他類似内容を含む輸入貨物 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクまたはその他類似記録媒体の形式を含む</p> <p>(2) その他著作権を持つ内容の輸入貨物</p> <p>4. ロイヤリティが流通権、販売権またはその他類似権利使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合;</p> <p>(1) 輸入後直接販売することができる場合</p> <p>(2) 軽度な加工を経て販売することができる場合</p>
--	--

4. 企業への影響

本公告の公布によって、「特殊関係の有無」、「特殊関係の価格への影響」、「ロイヤリティ支払の有無」などの確認項目が追加されており、税関が関連取引やロイヤリティ支払についての審査に力を入れる傾向が見て取れます。特に特許権使用費の支払については、従来は企業側の自主的な申告がない場合、税関が定期的に人民銀行・外貨管理局のクロスボーダー支払システムや、国際収支申告システムにおける定期的なデータ交換から企業の支払状況を取得しなければなりません。今回の改革によって、企業のロイヤリティ支払の申告が明確に定められたことで、税関は価格査定における審査・管理をさらに強化することが可能になります。

一方、企業側は申告前に十分なセルフチェックや証明資料の準備ができていないと、虚偽申告とみなされ、通関時間の延長や、価格の再査定、税金の追徴、税関の企業信用ランクの引き下げ等、法律責任リスクに直面する可能性があります。企業は申告書新フォーマット制定にあたって、価格査定弁法の関連判定基準をもとに詳細に亙って研究し、日常の輸出入業務に支障のないよう、関連する取引エビデンスを適切に保管し、申告業務を行う必要があります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">海关总署公告 2016 年第 20 号 关于修订《中华人民共和国海关进出口货物 报关单填制规范》的公告</p> <p>为规范进出口货物收发货人的申报行为，统一进出口货物报关单填制要求，海关总署对原《中华人民共和国海关进出口货物报关单填制规范》（海关总署 2008 年第 52 号公告）再次进行了修订。现将本次修订后的规范文本及有关内容公告如下：</p> <p>一、本次修订补充了 2008 年以来散落在相关文件中的关于报关单填制的内容。主要根据海关总署 2010 年第 22 号公告，海关总署 2014 年第 15 号公告，海关总署 2014 年第 33 号公告，海关总署、国家发展改革委、财政部、商务部联合令第 125 号，海关总署、国家发展改革委、财政部、商务部联合令第 185 号，海关总署令第 213 号，海关总署令第 218 号，海关总署令第 219 号等对《中华人民共和国海关进（出）口货物报关单》中的“合同协议号”、“申报单位”、“运输方式”、“提运单号”、“监管方式”、“备案号”、“许可证号”、“运费”、“保费”、“随附单证”、“标记唛码及备注”、“项号”、“商品编号”、“数量及单位”、“版本号”、“货号”和“海关批注及签章”等相关栏目的填制要求作了相应调整。</p> <p>二、新增“贸易国（地区）”、出口“原产国（地区）”、进口“最终目的国（地区）”的填制要求；为报关人员准确填写“其他说明事项”栏目，增加“特殊关系确认”、“价格影响确认”、“支付特许权使用费确认”等项目的填制规范。</p> <p>三、删除“结汇证号/批准文号”、出口“结汇方式”、“用途/生产厂家”、“税费征收情况”、</p>	<p style="text-align: center;">税関総署公告 2016 年第 20 号 中華人民共和國税関輸出入貨物通関申告書記入規範の 改正に関する公告</p> <p>輸出入貨物の出荷・配送者の申告行為を規範化し、輸出入通関申告書記入規範を統一するため、税関総署は従来「中華人民共和國税関輸出入貨物通関申告書記入規範」(税関総署[2008]第 52 号公告)を再度改正する。今回改訂後の規範本文および関連内容を以下の通り公告する。</p> <p>一、今回の改正は 2008 年以来、関連文書において発表されている申告書記入に関する内容を補充するもの。主に、税関総署 2010 年第 22 号公告、税関総署 2014 年第 15 号公告、税関総署 2014 年第 33 号公告、税関総署、国家發展改革委員會、財政部、商務部連合令第 125 号、税関総署、国家發展改革委員會、財政部、商務部連合令第 185 号、税関総署令第 213 号、税関総署令第 218 号、税関総署令第 219 号等に基づき、「中華人民共和國税関輸出入貨物通関申告書」における「契約協議コード」や、「申告単位」、「運送方法」、「船荷証券番号」、「監督管理方式」、「備案(届出)番号」、「許可証番号」、「運賃」、「保険料」、「附属証明書」、「標記商標コードおよび注釈」、「項目コード」、「商品コード」、「数量および単位」、「バージョンコード」、「貨物コード」、「税関の意見記載およびサイン」等の関連項目欄の記入要求に相応の調整を行う。</p> <p>二、「貿易国(地区)」、「原産国(地区)」、「最終目的国(地区)」の記入要求を新設する。通関員が正確に「その他の説明事項欄」に記入するために、「特殊関係確認」、「価格影響確認」、「ロイヤリティ支払確認」などの記載項目を規範化する。</p> <p>三、「為替決済番号/批准文号」、「輸出人民元転方式」、「用途/生産工場」、「税金徴収状況」、「税関審査単位注</p>

“海关审单批注及放行日期”、“报关单打印日期/时间”、“报关员联系方式”等已失去法律依据或不具备监管意义的申报指标。

四、为与相关法律表述一致，调整相关项栏目名称：

将原“经营单位”改为“收发货人”，将原“收货单位”改为“消费使用单位”，将原“发货单位”修改为“生产销售单位”，将“贸易方式（监管方式）”改为“监管方式”，并对调整项目的填制要求进行规范。

五、为解决部分因商品项数限制导致的物流凭证拆分问题，报关单商品项指标组上限由 20 调整为 50。

六、海关特殊监管区域（以下简称特殊区域）企业向海关申报货物进出境、进出区，以及在同一特殊区域内或者不同特殊区域之间流转货物的双方企业，应填制《中华人民共和国海关进（出）境货物备案清单》，特殊区域与境内（区外）之间进出的货物，区外企业应同时填制《中华人民共和国海关进（出）口货物报关单》，向特殊区域主管海关办理进出口报关手续。货物流转应按照“先报进，后报出”的原则，在同一特殊区域企业之间、不同特殊区域企业之间流转的，先办理进境备案手续，后办理出境备案手续，在特殊区域与区外之间流转的，由区内企业、区外企业分别办理备案和报关手续。《中华人民共和国海关进（出）境货物备案清单》原则上按《中华人民共和国海关进出口货物报关单填制规范》的要求填制。

修订后的《中华人民共和国海关进出口货物报关单填制规范》（见附件）自 2016 年 3 月 30 日起执行，海关总署 2008 年第 52 号公告、2013 年第 30 号公告同时废止。纸质《中华人民共和国海关进（出）口货物报关单》也将调整，另行公告。

記及び通関完了日」、「申告書プリントアウト日」、「通関員の連絡先」等、既に法律根拠やモニタリングの意義が消滅している申告指標を削除する。

四、相関する法律条文との表現を一致させるため、関連項目の名称を調整する。

従来の「経営単位」という名称を「荷受人・荷送人」に、「荷受単位」という名称を「消費使用単位」に、「荷送単位」という名称を「生産販売単位」に、「貿易方式（監督管理方式）」という名称を「監督管理方式」に改定する。あわせて、調整された項目の記入要求を規範化する。

五、商品の項目数上限が原因で物流エビデンスが分割される問題を解決するため、一セットの税関申告書で申告できる商品項目数の上限を従来の 20 から 50 に改正する。

六、税関特別監督管理地域（以下「特別区域」）において税関に貨物の輸出入、進出区を申告する企業、同一特別区あるいは異なる特別区の間において貨物の流通を行う双方の企業は「中華人民共和国税関輸出入貨物備案（届出）リスト」を記入しなければならない。特別地域と域内（区外）との間に貨物流通がある場合、区外企業は同時に「中華人民共和国税関輸出入貨物申告書」に記入し、特別地域における主管税関に対して通関手続きを行わなければならない。貨物流通は「先に入境を申告、後で出境を申告」の原則に基づき、同一の特別区域企業の間、同一ではない特別区域企業間で流通する貨物は、まず入境備案手続を行い、後で出境備案手続を行う。特別区域と区外地域との間で流通する貨物は区内企業と区外企業によってそれぞれ、備案と通関手続を行わなければならない。「中華人民共和国税関輸出入貨物備案リスト」は原則「中華人民共和国税関輸出入貨物申告書記入規範」の要求に基づいて記入する。

改訂後の『中華人民共和国税関輸出入貨物申告書記入規範』（付属資料ご参照）は 2016 年 3 月 30 日から施行し、税関総署 2008 年第 52 号公告、2013 年第 30 号公告は同時に廃止する。紙ベースの『中華人民共和国税関輸出入貨物申告書』も調整の予定で、別途公告する。

特此公告。	ここに公告する。
-------	----------

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室